



秋の運動セミナー、班長学習会を開催しました

浦和民商秋の拡大状況9/1より 会員3、新聞3、婦人部1、共済会4

浦和民商ニュース

発行
浦和民主商工会
www.minsyoo.jp
さいたま市浦和区本太5-38-3
TEL: 886-5200
FAX: 886-5454
urawa@minsyoo.jp

安心できる国保のために 国民健康保険を知ろう！

- I もっと知ってほしい、国民健康保険のこと。
誰もが医療を受けられる社会保障のひとつです。
- II 国保の仕組み
 - ①国保料と国保税の違い。大きな違いは国保料の時効は2年、国保税の時効は5年。税の場合、率や額を条例で制定しなければなりません。自治体によって違います。さいたま市は国民健康保険税です。
*時効=役所などから「一定期間」に請求をされなければ納税・納付義務が消滅すること。
 - ②国保税(料)は前年所得と加入人数で決まります。
 - ③国保税(料)は3種類。医療分、後期高齢者支援分、介護、保険分で成り立っている。
 - ④国の法定減免制度
*世帯全員が所得申告をしていないと、この軽減措置は適用されません。
 - ⑤国保税(料)の減免、窓口負担の減額制度(44条、77条)を活用する。
- III そもそも国保税(料)はなぜこんなに高い
 - ①自営業所得250万円、4人家族、子ども2人世帯で、年間支払う国保の金額は45万~50万近く。所得の2割にも達しています。
 - ②国は国保法改正に伴い1984年以降、自治体に対し国庫支出金の割合を50%から25%に削減した。
- IV 今こそ国保税引下げ運動を広げよう！
 - ①市町村ににおける標準的な算定方式を定めることになっています。情報を公開させよう。
 - ②短期保険証、資格証明書を安易に発行させない運動を広げよう。
 - ③基礎控除、配偶者控除、扶養控除を引き上げる運動を！

今の控除額では低所得者に重い負担がかかっています。

国保について冊子ができました。
ご入用の方は事務局まで。



秋のセミナー第2弾

建設業の方 必見ですよ

『建設業許可のイロハ』

解体工事業の追加に伴う学習会

日時；10月22日(土)

19時~21時

会場；浦和民商事務所2階

講師；行政書士 佐藤信一さん

*社会保険加入、建設業許可を持っていないと半年後から仕事ができない...会員さんから多くの相談が寄せられています。建設業許可改正に伴って急ぎよ学習会を開催します。

申し込みは浦和民商までご連絡ください。

TEL048-886-5200

建設業のみなさまぜひお待ちしております。



拡大統一行動を行ないました

10月1日(土)午前9時30分より拡大統一行動を行ないました。7名の参加で、香田会長中心にこれからの拡大計画を話し合い、相談に来た建設業者さんが入会をしました。午後から岡田まつり実行委員長も参加、10人でまつりのチラシ900枚を手配りしました。まつりまでもうすぐです。支部ごとに準備も始めています。豪華福引景品マツタケなどプレゼントもたくさん用意していますので、ぜひ遊びに来てください。次回の統一行動日は11月1日(火)です。

第5回うらわ民商まつり開催決定！！ お店を地域の人にアピールする絶好のチャンス！

2016年10月30日(日)

午前10時~午後3時

☆雨天の場合は11月3日(祝・木)☆

浦和民商事務所横

今年も名物餅つき大会をメインに賑やかに行ないます。その他野菜販売、花屋、バザー、焼き鳥、パン、ラーメン、焼きそば、などの販売に会員さんの商品展示、住宅相談員による住宅相談など盛りだくさんの内容で開催します。

お誘いあわせのうえぜひ！



国民年金未納の特別催告書が送られてきたら 『必ず開封し浦和民商に連絡を』

400万以上の所得のある人で国民年金が13ヶ月以上未納の人17万人に特別催告書が来ています。実は400万以下の人にも最近どんどん送っています。『消えた年金問題』はまだ解決していないのに棚上げで、延滞税を課することや差し押さえ、配偶者や扶養の人は世帯主の差し押さえを行なうとの徴税強化をしています。まず送られてきたら封を開けて中身を確認して浦和民商に電話をしてください。対処せずほっておくと事態を悪化させることになります。